

函館市青少年芸術教育奨励事業の実施要項

1 趣 旨

わたくしたちの郷土函館の未来を担う青少年が視野を広め、豊かな人間性や社会性を養い、心身ともに健やかに成長することは、函館市民すべての願いである。

とりわけ、いち早く西洋の文明を受け入れ、新しい伝統と個性豊かな文化を創り出してきた歴史をもつ函館においては、従来から青少年の豊かな感性や情動をはぐくむことに対して極めて高い関心が寄せられ、学校教育においても、多くの機会を活用して青少年の文化芸術への関心の高揚とその資質の向上を図ってきたところである。

こうした中で、創意と潤いのある個性豊かな芸術活動の一層の振興を図るため、青少年の優れた作品等の発表の機会として、青少年芸術教育奨励事業を実施するものである。

なお、この事業に参加した優れた青少年に対して、「函館市青少年芸術教育奨励賞」を授与するとともに、今後の芸術活動に資するものである賞品を贈呈する。

2 主 催

函館市、函館市教育委員会

3 共 催

(公財)函館市文化・スポーツ振興財団

4 事業内容

学校教育では、児童生徒が社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を目指した教育活動が展開されてきており、とりわけ、児童生徒の主体的、創造的な学習活動を通して豊かな感性を培うことが求められている。

こうしたことから、青少年の文化芸術活動の一層の振興を図るため、学校教育の指導内容として取り上げている分野を部門として、次の事業を実施する。

芸術活動事業

- ① 文学部門……小説、随筆、詩などの作品を公募し、優れた作品を選定して「函館市青少年芸術教育奨励事業 文学部門優秀作品集」にまとめ、発表する。
- ② 美術部門……絵画、彫刻などの作品を公募し、優れた作品を選定して、「函館市児童生徒書・美術展」を開催する。
- ③ 書 部門……書の作品を公募し、優れた作品を選定し、「函館市児童生徒書・美術展」を開催する。
- ④ 音楽部門……個人を対象とした公募をもって、「函館市児童生徒音楽コンクール」を開催する。

5 表彰

文学，美術，書，音楽の4部門それぞれの入賞者に「函館市青少年芸術教育奨励賞」を授与し，その作品，演奏等を市民に発表する機会を設ける。

〈「函館市青少年芸術教育奨励賞」の内訳〉（上限）

① 特別賞（金賞・銀賞・銅賞）

文学 9名（小学生3名・中学生3名・高校生3名）

美術 9名（小学生3名・中学生3名・高校生3名）

書 9名（小学生3名・中学生3名・高校生3名）

音楽 9名（小学生3名・中学生3名・高校生3名）

※ 校種毎に「金賞1名，銀賞1名，銅賞1名」の授与を原則とするが，賞品の予算内であれば，これに限らない。

② 入選 文学 10名・美術 10名・書 10名・音楽 若干名

③ 佳作 文学 20名・美術 20名・書 20名・音楽 若干名(※1)

※1 音楽は奨励賞

※ 特別賞受賞者には賞状と副賞および賞品を授与し，入選および佳作受賞者には賞状と副賞を授与する。

6 対象者

函館市内在住，もしくは函館市に所在する学校へ通学する小学生・中学生・高校生

7 募集要項

別添

8 組織及び構成

(1) 組織

① 企画推進委員会

事業の実施について教育長から付託された専門的事項について審議し，その結果を教育長に報告する。

② 審査委員会

審査基準を策定するとともに，各部門の入賞者について審査し決定する。

③ 事業推進委員会

事業の具体的内容を検討するとともに，募集要項をはじめ作品展，発表会等の開催計画を策定し，運営にあたる。

(2) 構成

① 事務局

- ・教育委員会におき、生涯学習文化課が総括する。

② 企画推進委員会

- ・小学校長会，中学校長会，高等学校長協会道南支部，PTA連合会，文化団体協議会からそれぞれの代表1名，計5名で構成する。
- ・委員長および副委員長を互選により定める。

③ 審査委員会

- ・各部門3名，計12名の審査委員をおく。
- ・各部門の委員のうち1名を審査委員長とする。

④ 事業推進委員会

- ・函館市の教育研究会(国語，美術，習字，音楽)の教員(小・中・高等学校)で構成する。
- ・各部門5名，計20名の委員をおく。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施要項内容が変更となる場合あり。

(3) 組織図

